平成２９年（フ）第１５６号
埼玉県久喜市鷲宮５丁目34番10号　グリーンハイツＡ―103号
債務者　有働　秀幸
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番16―506号　佐藤尚子方、住民票上の住所埼玉県三郷市彦成４丁目６番７―203号
債務者　佐藤眞紀子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地12　降田ビル302
債務者　掛巣真生人
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
埼玉県本庄市小島４丁目３番26号、旧住所埼玉県熊谷市玉井1736番地９
債務者　皆川　眞哉
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３８号
埼玉県東松山市六軒町２番地８　サンハイツ本間205
債務者　葛西　　徹
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７０号
千葉市中央区宮崎町663番地２　フェリス蘇我205号
債務者　保野　麻里
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１号
千葉県船橋市行田３丁目８番１―113号
債務者　土屋　淳子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８６号
千葉県八千代市大和田1010番地18　和田ビル301号
債務者　中村　健児
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８７号
千葉県市川市南大野２丁目４番Ｂ棟807号(市川グリーンハイツ)
債務者　手塚　博樹
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８号
千葉県市川市平田４丁目４番１―203号（土谷マンション）
債務者　手塚ひとみ
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５号
千葉市中央区要町２番１号　ウオンズ東千葉401号
債務者　端本　英昭
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２号
千葉県市川市稲荷木２丁目14番６号
債務者　関口　幸子（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
千葉県浦安市富士見２丁目５番18―103号　メゾンボヌール
債務者　佐々　美紀
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７２号
千葉県成田市橋賀台１丁目１番地（２棟108号）
債務者　藤江　勇治
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０号
千葉県八街市八街ほ208番地481　メゾン大野205
債務者　鷹家　　瞳
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２０号
千葉県成田市囲護台1250番地21
債務者　本橋　由稀
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３０号
千葉県富里市七栄653―73、住民票上の住所千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番（７棟101号）
債務者　小野寺啓子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部